



国保だより

○令和5年5月31日現在
 国保世帯数 9,615世帯
 被保険者数 15,111名
 保健事業 第110号
 ○発行
 須賀川市保険年金課
 電話 88-9136

届け出が必要なとき 14日以内の届け出をお願いします【国保税係】

	こんなとき	届け出に必要なもの
保険の変更	退職などで職場をやめたとき、または被扶養者からはずれたときで、国保に入るとき	健康保険の資格喪失証明書
	就職などで職場の健康保険に入るとき、または被扶養者になったときで、国保をやめるとき	国保と健康保険の被保険者証(全員分)
住所などの変更	前住所地で国保に加入していた方が、須賀川市に転入してきたとき	前住所地の転出証明書
	須賀川市から転出するとき	国保の被保険者証
	修学のために須賀川市から転出するとき	在学証明書、国保の被保険者証
	住所、世帯主、氏名などが変わったとき	国保の被保険者証

共通のもの

マイナンバーカードまたはマイナンバーが確認できる書類、本人確認書類（運転免許証、パスポート、顔写真の貼付がある官公署が発行した身分証明書）、外国籍の人は在留カード

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます【国保税係】

マイナポータルなどで、健康保険証利用登録をすると、マイナンバーカードが保険証として利用できます。健康保険証利用登録の申し込みは、スマートフォンやセブン銀行ATM、医療機関・薬局の受付などで行うことができます。

※令和6年秋より、保険証とマイナンバーカードが一体化される予定です。

休日納税窓口を開設しています

平日に手続きする時間が取れない方などを対象として、「休日納税窓口」を開設しています。

書類が揃っている場合に限りですが、納税相談のほか、国民健康保険の加入や脱退などについてもお手続きができます。詳しくは、保険年金課へお問い合わせください。

- 開設する日 毎月最終の日曜日（年末年始は除きます）
- 開設時間 午前9時から午後4時まで
- 開設場所 収納課窓口（市役所2階）※保険年金課職員が対応いたします。

国民健康保険に関する一部の手続きがパソコン・スマートフォンから受付可能です

【国保税係】 【国保給付係】

1 オンラインで受付できる手続き

- 国民健康保険資格喪失届（社会保険等加入）
- 国民健康保険被保険者証再交付
- 国民健康保険高齢受給者証再交付
- 限度額認定証申請

2 手続きできる方

被保険者の属する世帯の世帯主及びその世帯員

3 添付書類

※各種お手続きにより異なります。

- 国民健康保険資格喪失届（社会保険等加入）・・・ ①加入された方全員分の社会保険証の写し
②申請される方の本人確認書類（※1）

- 国民健康保険被保険者証再交付・・・ 申請される方の本人確認書類（※1）

- 国民健康保険高齢受給者証再交付・・・ 申請される方の本人確認書類（※1）

- 限度額認定証申請・・・ ①申請される方の本人確認書類（※1）

②長期入院該当者は、入院日数のわかるもの（入院証明書、入院日数が記載されている領収書等）

（※1）顔写真のあるもの1点（マイナンバーカード、運転免許証など）または、官公署等発行の名前のわかるもの2点（健康保険証、年金手帳など）

★添付書類はスキャナやデジタルカメラなどで画像ファイルにして添付くださるようお願いいたします。

4 ご注意点

保険証再交付、高齢受給者証再交付、限度額認定証交付は、発送まで多少のお時間をいただきます。すぐに必要な場合は本システムでの申請ではなく、本人もしくは同一世帯の方がご自身の本人確認書類をお持ちのうえ、須賀川市役所保険年金課の窓口へお越しください。

社会保険に加入された場合（就職や扶養に入られた場合など）は、必ず国保脱退の手続きが必要となります。平日の来庁が難しい方はオンラインでのお手続きを是非ご利用ください！

〔須賀川市ホームページ〕

トップページ➡暮らし・手続き➡国民健康保険・後期高齢者医療制度➡

国民健康保険についてのお知らせ➡国民健康保険に関する手続きのオンライン受付



令和5年度の国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所得基準の見直しをします

【国保税係】

【課税限度額(上限額)の見直し】

区 分	改正前	改正後
基礎課税額	65万円	変更なし
後期高齢者支援金等課税額	20万円	22万円
介護納付金課税額	17万円	変更なし
合計	102万円	104万円

【軽減判定所得基準の見直し】

国民健康保険においては、低所得世帯に対する保険税負担を軽減するため、世帯主や世帯員の所得の合計（軽減判定所得）が定められた軽減基準額以下となる場合、保険税の均等割額・平等割額の軽減（7割軽減・5割軽減・2割軽減）を行っています。

保険税の軽減割合	改正前	改正後
7割	43万円+10万円 ×(給与所得者等の数-1)	変更なし
5割	43万円+28万5千円×(被保険者数及び特定同一世帯所属者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	43万円+29万円×(被保険者数及び特定同一世帯所属者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)
2割	43万円+52万円×(被保険者数及び特定同一世帯所属者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	43万円+53万5千円×(被保険者数及び特定同一世帯所属者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)

- ・「被保険者数」には、擬制世帯主は含みません。
- ・「給与所得者等」とは、被保険者のうち、一定の給与所得を有する方と公的年金等に係る所得を有する方です。
- ・「特定同一世帯所属者」とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行となった方で、引き続き同じ世帯にいる人のことです。
- ・国民健康保険に加入していない世帯主（擬制世帯主）については、所得は軽減判定に含みますが、軽減判定の人数には含みません。
- ・事業専従者控除がある方は、控除前の額が軽減判定基準額となります。
- ・専従者給与がある方は、軽減判定基準額には含みません。
- ・長期譲渡所得等は、特別控除前の額が軽減判定基準額となります。
- ・雑損失の繰越控除がある方は、控除後の額が軽減判定基準額となります。

国民健康保険限度額適用認定証の更新時期が近付いていますので、引き続き認定証が必要なときは、再度申請してください

【国保給付係】

現在、国民健康保険限度額適用認定証をお持ちの方は、令和5年7月末日が有効期限となっています。毎年8月1日が更新日となりますので、引き続き、令和5年8月以降の認定証が必要なときは、下記のとおり再度申請してください。

なお、一部の方を除いて個別の定期更新に関するご案内はいたしません。

◆更新申請の受付開始日 **令和5年8月1日(火)**

認定は、申請した月の1日からとなります。

8月中に申請があった場合は、8月1日に遡って認定されます。

◆申請手続きに必要なもの

- (1) 認定証が必要な方の国民健康保険被保険者証
- (2) 窓口に来る方の本人確認ができる書類
- (3) 世帯主及び手続きの該当者の個人番号が確認できる書類
- (4) 現在お持ちの認定証（有効期限：令和5年7月31日）

◆申請場所

保険年金課国保給付係 ・ 長沼市民サービスセンター ・ 岩瀬市民サービスセンター

◆ご注意点

○国保税に滞納がある世帯には認定証を交付できませんので、完納後に申請してください。

適用区分の詳細はこちら

〔須賀川市ホームページ〕

トップページ→暮らし・手続き

→国民健康保険・後期高齢者医療制度→国民健康保険の給付関係→高額療養費

の支給（国民健康保険）

の支給（国民健康保険）

の支給（国民健康保険）

の支給（国民健康保険）

の支給（国民健康保険）

の支給（国民健康保険）



東日本大震災による避難先でも特定健診等を受けることができます

【国保給付係】

- 1 対象者 市町村の国民健康保険に加入されている40歳以上の方または後期高齢者医療制度に加入されている方のうち、以下の市町村にお住まいだった方で住民票を異動せずに他地域に避難されている方。

市町村	福島市（※国保加入者のみ）、相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、川内村、大熊町、葛尾村、飯館村、南相馬市、伊達市
-----	--

- 2 受診期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 3 受診等の流れ 避難元の市町村に健診を受診したい旨、連絡してください。その後の手続きや準備物などを市町村間で調整した後で、受診できる健診等実施機関をご案内します。

お問合せ先

〒962-8601 須賀川市八幡町135番地

須賀川市保険年金課

国保税係（電話）0248-88-9136

国保給付係（電話）0248-88-9135



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

須賀川市は、持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。